

報告第 1 号

経過報告について

幕別町、更別村及び忠類村の合併に関する協議経過について、次のとおり報告する。

年月日	内 容
H15.08.05	任意合併協議会設置合意書調印式
H15.08.21	「幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会」設置 第 1 回任意合併協議会開催 任意合併協議会規約、会議運営規程など 6 件 事業計画、予算 任意合併協議会における協議の進め方
H15.09.05	第 2 回任意合併協議会開催 協議項目の調整に関する基本方針 協議項目の調整方針（25 項目） 新町の将来像・方向性の策定方針
H15.09.24	第 3 回任意合併協議会開催 協議項目の調整方針（2 項目） 3 町村の合併の意義 新町の将来像と方向性 国・道からの財政支援
H15.10.01	ダイジェスト版「これからの『まち』づくり」全戸配布
H15.10.03～08	3 町村住民説明会（延べ 11 回開催）
H15.10.20	第 4 回任意合併協議会開催 住民の意向把握 事業計画の変更
H15.11.27	第 5 回任意合併協議会開催 地域住民の意向を行政に反映させるための仕組み 住民の意向把握 任意合併協議会検討報告書 国・道からの財政支援の検証 法定合併協議会設置準備
H15.12.16	法定合併協議会設置の議決（幕別町）
H15.12.22	” （更別村）
H15.12.24	” （忠類村）
H15.12.25	十勝中央合併協議会設置調印式（合併協議会設置に関する協議書、 合併協議会規約に関する協議書の調印） 十勝中央合併協議会設置告示 「十勝中央合併協議会」設置 十勝中央合併協議会幹事会規程など 5 件の規程の決定

報告第2号

十勝中央合併協議会規約

(協議会の設置)

第1条 幕別町、更別村及び忠類村(以下「関係町村」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。)第3条第1項の規定に基づき、合併協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(協議会の名称)

第2条 協議会は、十勝中央合併協議会と称する。

(協議会の事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 関係町村の合併に関する協議
- (2) 合併特例法第5条の規定による市町村建設計画の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、関係町村の合併に関し必要な事項

(協議会の事務所)

第4条 協議会の事務所は、幕別町本町129番地の2幕別中央会館内に置く。

(組織)

第5条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長)

第6条 会長は、関係町村の長の協議により、関係町村の長のうちからこれを選任する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長は、非常勤とする。

(副会長)

第7条 副会長は、関係町村の長のうちから前条の規定により、会長に選任された者を除く2名をもって充てる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した順位により会長の職務を代理する。
- 3 副会長は、非常勤とする。

(委員)

第8条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 関係町村の長
 - (2) 関係町村の助役
 - (3) 関係町村の議会の議長及びそれぞれの議会が選出する議員各2名
 - (4) 関係町村の長が推薦する学識経験を有する者各6名
- 2 委員は、非常勤とする。

(会議)

第9条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要に応じて招集する。

2 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

3 会長は、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(会議の運営)

第10条 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮りこれを定める。

(小委員会)

第11条 協議会は、その事務の一部について調査、審議等を行うため小委員会を置くことができる。

2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮りこれを定める。

(幹事会)

第12条 会議に提案する事項について、必要な協議又は調整を行うため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会の組織及び運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(専門部会)

第13条 第3条各号に掲げる事項を専門的に協議又は調整するため、協議会に専門部会を置く。

2 専門部会の組織及び運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第14条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局の事務に従事する職員は、関係町村の長が協議して定めた者をもって充てる。

3 事務局の組織及び運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第15条 協議会に要する経費は、関係町村の長が協議して関係町村がそれぞれ負担する。

(監査)

第16条 協議会の出納の監査は、関係町村の長が協議して関係町村の監査委員のうち2名に委嘱して行う。

2 前項の規定により委嘱を受けた監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第17条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第18条 会長、副会長、委員、監査委員及び第9条第4項の規定により会議に出席する者は、報酬及び費用弁償を受けることができる。

2 前項の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法等については、会長が別に定める。

(協議会の解散の場合の措置)

第19条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第20条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、告示の日から施行する。

十勝中央合併協議会規約に関する協議書

幕別町長、更別村長及び忠類村長（以下「関係町村の長」という。）は、十勝中央合併協議会規約（以下「規約」という。）に規定する関係町村の長が協議して定める事項その他必要な事項について、下記のとおり協議したので協議書を取り交わすものとする。

記

1 会長（規約第6条第1項関係）

会長は、幕別町長とする。

2 会長の職務代理（規約第7条第2項関係）

会長の職務を代理する副会長の順位は、次のとおりとする。

第1順位 更別村長

第2順位 忠類村長

3 事務局（規約第14条第2項関係）

事務局の事務に従事する職員は、次のとおりとする。

所属 団体	幕 別 町		更 別 村		忠 類 村	
	職名及び氏名	企画室長	金子 隆司	総務課 参 事	阿部 義昭	企画課 主 幹
企画室 参 事		飯田 晴義	総務課 主 幹	三好 光幸	企画課 主 幹	細澤 正典
企画室 副主幹		森 範康	総務課 主 任	前田 貴広	企画課 主 事	甲谷 英司
企画室 主 事		和田 智旭				

4 経費の負担（規約第15条関係）

協議会に要する経費の負担は、全戸配布を行う広報媒体の経費に係る町村負担金については世帯数割、その他の経費に係る町村負担金については均等割とする。

5 監査（規約第16条第1項関係）

監査を行う者は、更別村及び忠類村の監査委員各1名とする。

6 その他

この協議内容等に変更が生じたときは、別に協議書を取り交わすものとする。

この協議の成立を証するため、本書3通を作成し、関係町村の長が署名の上、それぞれ1通を保有する。

平成15年12月25日

中川郡幕別町本町130番地

幕別町

幕別町長

河西郡更別村字更別南1線93番地

更別村

更別村長

広尾郡忠類村字忠類439番地の1

忠類村

忠類村長

報告第4号

十勝中央合併協議会幹事会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、十勝中央合併協議会規約第12条第2項の規定に基づき、十勝中央合併協議会幹事会(以下「幹事会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、十勝中央合併協議会会長(以下「会長」という。)の指示を受け、十勝中央合併協議会(以下「協議会」という。)の会議に提案する事項について協議又は調整するものとする。

2 前項に規定するもののほか、幹事会は、幕別町、更別村及び忠類村の合併に関し必要な事項について協議又は調整するものとする。

(幹事)

第3条 幹事会の幹事は、別表に掲げる者をもって充てる。

(組織)

第4条 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。

2 幹事長及び副幹事長2名は、幹事の互選による。

(幹事長及び副幹事長)

第5条 幹事長は、幹事会の会議(以下「会議」という。)を主宰し、会議の議長となる。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき又幹事長が欠けたときは、幹事長があらかじめ指定した順位により幹事長の職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、幹事長が必要に応じて招集する。

2 幹事会は、必要があると認めるときは、幹事以外の者を会議に出席させることができる。

(報告)

第7条 幹事長は、幹事会の協議又は調整の経過及び結果について、会長に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 幹事会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年12月25日から施行する。

別表（第3条関係）

団体名	職名
幕別町	助役 総務部長 企画室長
更別村	助役 総務課参事 総務課参事
忠類村	助役 総務課長 企画課長

十勝中央合併協議会専門部会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、十勝中央合併協議会規約（以下「規約」という。）第13条第2項の規定に基づき、十勝中央合併協議会（以下「協議会」という。）の専門部会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 専門部会は、協議会幹事長（以下「幹事長」という。）の指示を受け、規約第3条各号に掲げる事項について、専門的に協議又は調整する。

(組織)

第3条 専門部会は、幕別町、更別村及び忠類村（以下「関係町村」という。）の常勤の一般職員をもって組織する。

- 2 専門部会が所掌する事項の一部について、より専門的に協議又は調整するため、専門部会に分科会を置く。
- 3 専門部会及び分科会は、別表のとおりとし、関係町村のそれぞれ関係する所管部課等の職員をもって充てる。

(役員)

第4条 専門部会に、部会長及び副部会長2名を置く。

- 2 分科会に、分科会長及び副分科会長2名を置く。
- 3 部会長及び副部会長並びに分科会長及び副分科会長は、幹事長が指名する。

(役員の職務)

第5条 部会長は専門部会を、分科会長は分科会の会務を総理する。

- 2 副部会長は部会長を、副分科会長は分科会長を補佐する。
- 3 副部会長は、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指定した順位によりその部会長の職務を代理し、副分科会長は、分科会長に事故あるとき又は分科会長が欠けたときは、分科会長があらかじめ指定した順位によりその分科会長の職務を代理する。

(会議)

第6条 専門部会の会議及び分科会の会議（以下「会議」という。）は、幹事長の要請により、又は部会長若しくは分科会長が必要に応じて招集し、随時開催するものとする。この場合において、会議に参加する者は、その属する町村の部課等の長が部会長又は分科会長と協議して、その都度決定するものとする。

- 2 部会長及び分科会長（以下「部会長等」という。）は、会議の議長となる。
- 3 部会長等は、必要に応じて関係者等の出席を求めることができる。
- 4 会議は、必要に応じて関係する部会又は分科会と合同の会議を開催することができる。

(報告)

第7条 部会長は、専門部会の協議経過及び結果を幹事長に、分科会長は分科会の協議経過及び結果をその属する専門部会の部会長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 専門部会及び分科会の庶務は、それぞれの部会長等の属する町村の部課等において処理する。

(費用弁償)

第9条 第6条第3項に定める者(開催町村に居住する者を除く。)が会議に出席したときは、十勝中央合併協議会委員の報酬及び費用弁償に関する規程第3条の規定を準用して費用弁償を支給する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、専門部会に関し必要な事項は、協議会の会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年12月25日から施行する。

別表(第3条関係)

専門部会	分科会
総務	行政
	人事
	財政
	会計
	管財
税務	税務
企画	企画
	電算
保健福祉	社会福祉
	児童福祉
	高齢者福祉
	保健
住民	国保年金
	住民
	環境衛生
	交通防災
産業	農林
	商工観光
	土地改良
建設	土木
	建築
上下水道	水道
	下水道
教育	学校教育
	社会教育
議会	議会
農業委員会	農業委員会
消防	消防

十勝中央合併協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、十勝中央合併協議会規約第14条第3項の規定に基づき、十勝中央合併協議会(以下「協議会」という。)の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会の事務局(以下「事務局」という。)は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の協議資料の作成に関すること。
- (3) 協議会の広報に関すること。
- (4) 協議会の庶務に関すること。
- (5) その他協議会の運営に関し必要な事項

(組織及び分掌事務)

第3条 前条各号に掲げる事務を処理するため、事務局に総務広報班、調整班及び計画班を置く。

2 班の分掌事務は、別表第1のとおりとする。

(職員等)

第4条 事務局に事務局長、事務局次長、班長その他必要な職員を置く。

2 前項に規定する事務局の職員(以下「職員」という。)は、幕別町、更別村及び忠類村(以下「関係町村」という。)の職員をもって充てる。

3 第1項に規定する職員は、協議会の会長(以下「会長」という。)が任命する。

4 前項に定めるもののほか、事務の円滑な運営に資するため、必要に応じて北海道職員の派遣を要請することができる。

(職員の職務)

第5条 事務局長は、会長の命を受け、事務局の運営全般を総括する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるとき又は事務局長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 班長は、分掌事務を総括し、所属する班員を指揮監督する。

4 班員は、上司の命を受け事務局の事務に従事する。

(決裁)

第6条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の運営に関する基本方針の決定
- (2) 協議会に提案する議案の決定
- (3) 協議会の予算の執行及び決算の調製
- (4) 規程及び要領等の制定改廃
- (5) その他特に重要と判断される事項

(専決事項)

第7条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 事務局の運営に係る基本方針に関すること。

- (2) 物品の購入その他契約の締結に関する事。ただし、1件につき100万円未満のものに限る。
- (3) 現金の出納に関する事。
- (4) 職員の休暇、出張命令、時間外勤務命令等に関する事。
- (5) その他軽易な事項

(代決)

第8条 会長が不在のときは、会長の職務を代理する順位により、副会長がその事務を代決する。

2 会長、副会長がともに不在のときは、事務局長がその事務を代決する。

(情報公開の取扱い)

第9条 協議会が保有する情報に係る取扱いについては、会長の属する町村の関係規定を適用する。

(文書の取扱い)

第10条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、会長の属する町村の関係規定を適用する。

2 協議会の発送文書の文書記号は、「十中協第 号」とする。

(公印の取扱い)

第11条 協議会の公印は、会長印とし、その名称、ひな形、書体、寸法、管守者、用途及び個数は、別表第2のとおりとする。

2 協議会の公印の管守、取扱い等については、会長の属する町村の関係規定を適用する。

(職員の服務)

第12条 職員の服務及び勤務条件については、職員の属する町村の関係規定を適用する。ただし、勤務時間の割振り並びに休憩時間及び休息時間については、会長の属する町村の関係規定を適用する。

(職員の給与等)

第13条 職員の給与のうち、時間外勤務手当及び休日勤務手当以外の給与については、当該職員の属する町村が負担する。ただし、市町村合併協議会に係る北海道職員派遣要綱に基づく職員の給与等の負担については、市町村合併協議会に係る派遣職員の身分取扱いに関する協定書によるものとする。

2 職員の旅費については、会長の属する町村の関係規定を適用して協議会が支給する。

(公務災害補償)

第14条 職員が公務によって生じた災害については、当該職員の属する町村が負担する。

(委任)

第15条 この規程に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年12月25日から施行する。

別表第1（第3条関係）

班	分 掌 事 務
総務広報班	1 協議会の庶務及び会計に関すること 2 協議会の会議に関すること 3 協議会の人事に関すること 4 協議会の報酬等の支給に関すること 5 協議会の広報に関すること 6 合併の諸手続きに関すること 7 合併に係る資料の編纂に関すること 8 国、北海道との連絡調整に関すること 9 合併協定項目の協議に関すること (1) 合併の方式に関すること (2) 合併の期日に関すること (3) 新町の名称に関すること (4) 新町の事務所の位置に関すること (5) 財産及び債務の取扱いに関すること (6) 住民自治充実のための取扱いに関すること (7) 地域審議会の取扱いに関すること (8) 議会議員の定数及び任期の取扱いに関すること (9) 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いに関すること (10) 一般職の職員の身分の取扱いに関すること (11) 特別職の身分の取扱いに関すること (12) 一部事務組合等の取扱いに関すること (13) 事務組織及び機構の取扱いに関すること (14) 町・字名の区域及び名称等の取扱いに関すること (15) 慣行の取扱いに関すること 10 その他他の班に属さないこと
調整班	1 合併協定項目の協議に関すること (1) 地方税の取扱いに関すること (2) 条例・規則等の取扱いに関すること (3) 使用料・手数料等の取扱いに関すること (4) 公共的団体等の取扱いに関すること (5) 補助金・交付金等の取扱いに関すること (6) 消防組織の取扱いに関すること (7) 各種事務事業の取扱いに関すること
計画班	1 新町建設計画に関すること

別表第2（第11条関係）

公印の名称	ひ な 形	書 体	寸 法	管 守 者	用 途	個 数
十勝中央合併協議会会長の印	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 十勝中央 合併協議会 会長之印 </div>	明朝体	方 18 ミリ メートル	事務局長	会長名により処理する文書	1

十勝中央合併協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、十勝中央合併協議会規約第17条の規定に基づき、十勝中央合併協議会(以下「協議会」という。)の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(歳入歳出予算)

第2条 協議会の予算は、幕別町、更別村及び忠類村(以下「関係町村」という。)の負担金並びに補助金、繰越金及びその他の収入をその歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費をその歳出とする。

2 協議会の会長(以下「会長」という。)は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会の会議に諮りその承認を得なければならない。

(会計年度)

第3条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(予算の補正)

第4条 会長は、協議会に係る予算に補正の必要が生じた場合は、これを調製し、協議会の会議に諮りその承認を得なければならない。

(歳入歳出予算の区分)

第5条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定めるもの以外の項及び目を定めることができる。

(予算の流用及び予備費の充用)

第6条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、会長の属する町村の関係規定を適用する。

(出納及び現金の保管)

第7条 協議会の出納は会長が行う。

2 協議会に属する現金は、会長が定める銀行その他の金融機関にこれを預け入れなければならない。

(協議会出納員)

第8条 会長は、協議会事務局職員のうちから協議会出納員(以下「出納員」という。)を命ずることができる。

2 出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務をつかさどる。

3 会長は、その事務の一部を出納員に委任することができる。

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後2か月以内に協議会の決算を調製し、監査委員の監査に付した後、協議会の会議に諮りその認定を得なければならない。

2 会長は、前項の規定により、決算が協議会の認定を得たときは、当該決算の写し

を関係町村の長に送付しなければならない。

(収入及び支出の手続)

第10条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、会長の属する町村の関係規定によるものとする。

2 出納員は、次の各号に掲げる帳簿を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算差引簿

(2) その他必要な簿冊

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、会長の属する町村の関係規定によるものとし、特に必要な事項については会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成15年12月25日から施行する。

2 平成15年度については、第2条第2項中「年度開始前に」を「第1回の」と読み替えるものとする。

3 会長は、この規程の施行の日以降第1回協議会の開催日前までの間において、収入すべき歳入を調定し、及び執行すべき事務に係る費用を支出することができるものとする。

別表第1(第5条第1項関係)

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 諸収入

別表第2(第5条第2項関係)

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 総務費	1 総務管理費	1 事務局費
2 事業費	1 事業推進費	1 会議運営費
		2 調査研究費
		3 広報広聴費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

十勝中央合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、十勝中央合併協議会規約(以下「規約」という。)第18条第2項の規定に基づき、十勝中央合併協議会(以下「協議会」という。)の委員等の報酬及び費用弁償について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 協議会の会長、副会長、委員及び監査委員並びに規約第9条第4項の規定に基づき協議会の会議に出席した者(以下「協議会委員等」という。)の報酬は、日額7,000円とする。ただし、幕別町、更別村及び忠類村の長、助役その他の常勤職員並びに議会議員(以下「関係町村の長等」という。)については、これを支給しない。

(費用弁償)

第3条 協議会委員等が協議会の職務を行うために旅行したときは、その費用を弁償する。ただし、関係町村の長等が協議会の会議に出席した場合には、これを支給しない。

2 前項の規定により、支給する費用弁償の額は、会長の属する町村の関係規定を適用する。

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか、協議会委員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年12月25日から施行する。